

藤原定家筆「記録切」

——『明月記』建仁元年十一月二六日条（前後欠）

石澤 一志

はじめに

藤原定家の日記『明月記』は、治承四年（一一八〇）二月から嘉禎元年（一二三五）二月に至るまでの記事が知られている。多くの写本のほかに、定家自筆とされる原本群が冷泉家時雨亭文庫に所蔵されて今に伝わり、それらは国宝にも指定されている。一方、さまざまな理由から冷泉家を離れ、諸家に分蔵されているものもまた、かなりの数に上る。

室町時代の末から江戸時代以降、室町時代前期よりも前に書写された、さまざまな古典籍が「古筆」としてはやされる現象が起こり、それらは一紙・一葉、つまり卷子本の紙の一枚分や冊子本の半丁分から、数行単位にまで分割・断簡化され、「古筆切」と呼ばれて珍重・賞翫された。「古筆切」は軸装（掛軸）にされて茶の湯の席を飾ったり、蛇腹状に折りたたんだ厚手の台紙で出来た「手鑑」

や「屏風」などに押されて、さまざまな種類の古筆切を蒐集し、鑑賞することが流行するようになった。

そんな中、室町時代後期から江戸時代以降の『百人一首』の爆発的な流行もあり、歌人・藤原定家の名声は各方面で高まりを見せ、個性的で独特の書風で知られるその筆跡は「定家様」と呼ばれて各方面から大いにもてはやされた。そして定家の自筆である『明月記』もまた、分割・断簡化されて「古筆切」となり、現在諸所にそれが伝わっている。

本稿はそれらのうちの一枚を報告・紹介するものであるが、これは定家の自筆部分が散逸して今に伝わらず、後世の写本によってのみその本文が伝わっていた箇所である。つまり今回、その自筆部分が再び発見されたということになるのだが、これを写本で伝わってきた本文と比較してみると、そこには「古筆切」となった『明月記』に特有の、興味深い現象が生じていることが分かった。以下、それらについて見ていきたいと思う。

新出断簡の紹介と考察

まず、当該断簡の書誌を示す。縦一八・四、横一六・三糶。本文は六行。墨界があり、上部に、○・五糶幅の二重界が二条引かれるが、その二条の界高は三・八糶。下部に一条の墨界を引き、その界高は一三・九糶(上)と一〇・一糶(下)。料紙は楮、裏打ちが施されるも、書写面はやや荒れが見られ、比較的新しい虫損も見られる。極札が一枚付属。古筆了珉(一六四五〜一七〇一、五七歳)の極めで、元禄一四(一七〇二)二月の鑑定とわかる。以下、それらを含めた翻字を示す。

【極札】

「定家卿 親国 公仲 範宗 (琴山)」(表)

「(割印) 記録切 辛巳二(了珉)」(裏)

【本紙】

源大納言 □大宮大夫

親国 公仲 範宗

車忽借 女房与隆

隆信、成家、

隆範 隆兼

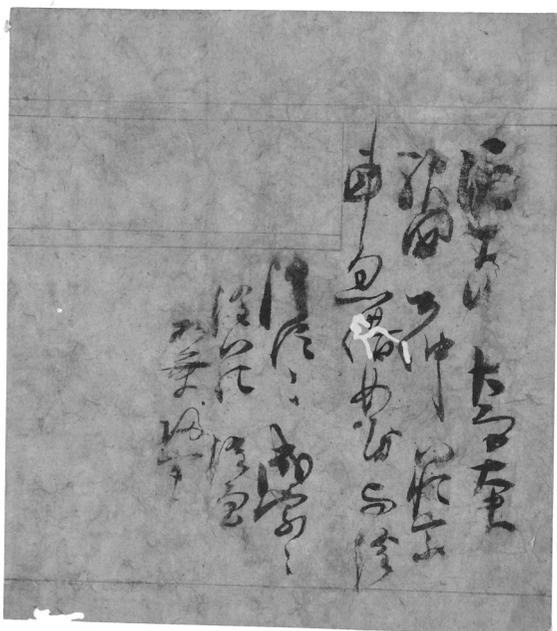
相乗 帰宅

「仁治」(小紙片)

黄門定家卿

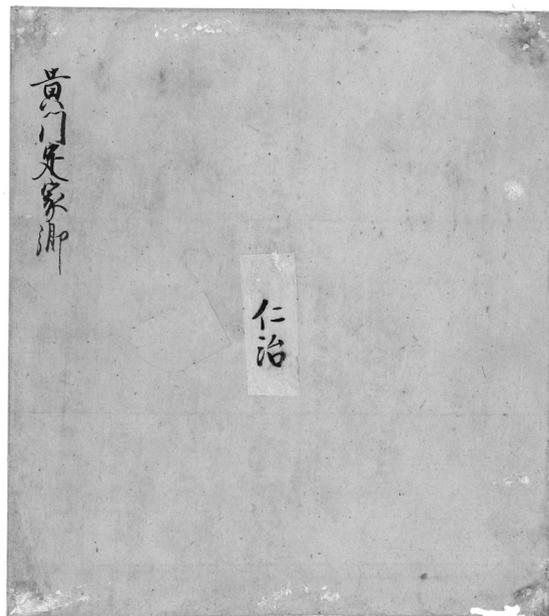


「(裏)



(図版1)

「(表)



(図版2)

古筆了珉の鑑定によれば、これは「記録切」とされ、『新撰古筆名葉集』(安政五年刊)には、藤原定家の項に「明月記切(同)」として「紙立一尺許杉原鳥ノ子等不定俗ニ大記録ト云」「昏立五寸許昏同上俗ニ小記録ト云」の二つが挙げられている。このうち、後者については、実はその内容は『明月記』ではなく、定家の書写した『長秋記』を含む、古記録の断簡であることが明らかにされている。しかし、当該断簡については、本文を閲したところ『明月記』であ

ることが確認できた。それは建仁元年(一一〇一)の一月二十六日条の一部として、写本で伝わっているところのものである。以下に『翻刻明月記』(朝日新聞社・二〇一一)から、当該部分の本文を引用する(注1)。

廿六日天晴、

巳時参安楽寿院、人々漸参集、午時許、理趣三昧結願、

未三点許事了、有布施、数反取之、即退出、参人人々、

源大納言 大宮大夫 隆信、成家、下官 親国

公仲 範宗 隆範 隆兼

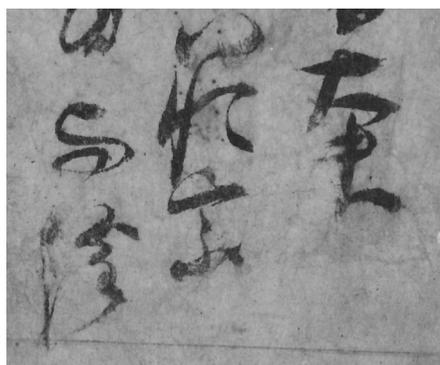
車忽借女房、与隆兼相乘帰宅、

秉燭以前、相具女房、向三条坊門(以下略)

ゴシックにしたのが当該断簡と一致する部分であるが、比較するとわかるように、当該断簡は本文の一部が欠落し、また本文にかなりの異同が見られる。これはどういうことか。

そこで当該断簡を具に観察してみると、面白いことが分かってくる。まず、最初の三行を見てみると、三行分の行末の字の部分が左斜めに向かつてぼやけて、紙の繊維が毛羽立っているのが分かる。さらに詳細に見るならば、一行目末の「大宮大夫」の「夫」の左側に欠損があり、それは「大」の字の二画目の払いの部分にも及んでいる。そしてその欠損は、二行目末の「範宗」の「範」の最終画の

部分までつながっている（図版3）。また「大宮大夫」の字の右側全体に紙の毛羽立ちが見られ、それは上にある「源大納言」の字の大部分に見られる紙の欠損までつながっているのが見て取れる（図版4）。さらに、三行目と四行目の、本文が改行して四・三糧



（図版3）

ほど下がっているところの行間を注視してみると、そこには、前二行との行間隔の違いと共に、紙を食い裂きして継いでいる痕跡が見えるのである（図版5）。そして、四・五行目と、六行目の間も食い裂きした継ぎ跡が見られ、それぞれ四・五行目と六行目の周辺には、紙の繊維がほぐれ



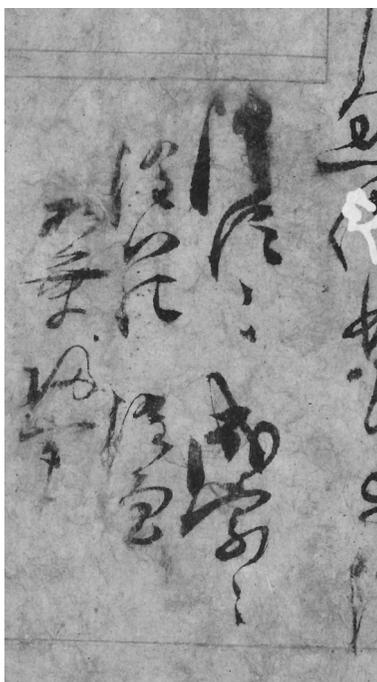
（図版4）



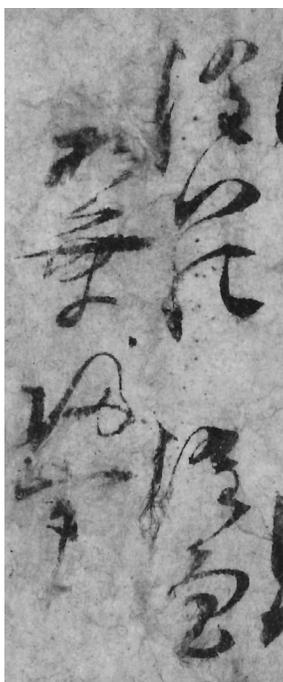
（図版5）

てもやっとした部分もあり（図版6）、五行目の「隆範」の字の左端には、六行目の「相乗」の字の紙の繊維の一部が重なっているも、分かるのである（図版7）。

つまり、当該断簡は、①一・二・三行 ②四・五行 ③六行の三つに分かれており（図版8）、それを巧みに継ぎ合わせたものである

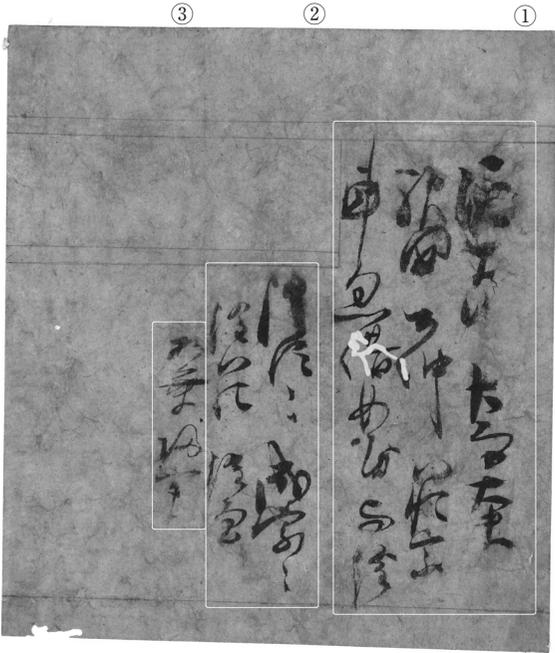


（図版6）

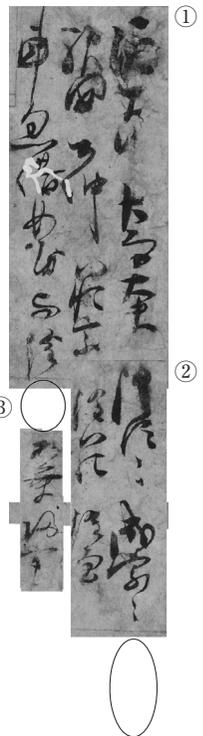


（図版7）

ことが分かる。そして、それを①の一・二行目の下に②四・五行目を、①の三行目の下に③六行を移動させると、写本で示される本文の姿に近づくこととなり、四行目の「成家、(朝臣)」の下にあるべき「下官」の二字と、三行目の「隆」の後に続くべき「兼」の一字の欠損を想定すれば、おそらくは『明月記』の原態を復原することが出来るものと思われる(図版9)。



(図版8)



(図版9)

筆跡的にも、当該断簡の前に位置する『明月記』原本は冷泉家に現存するが(注2)、建仁元年十一月二三日条三行目にある「公仲(朝臣)範宗隆兼」と、六行目の「成家、(朝臣)」と記された字を比較すると、両者はおそらく同筆で、定家の自筆と考えて問題ないものと判断されるのである(注3)。

「古筆切」としての『明月記』

以上、新出の『明月記』断簡を紹介した。建仁元年(一一〇一)の十一月二六日条のごく一部分だけはあるが、おそらくは定家の自筆であり、従来原本の知られなかつた箇所でもあるので、それなりの意味はあるだろう。しかし、何故『明月記』を現状のような形に「改変」してしまったのか。尾上陽介氏に「『明月記』原本の特殊性―芸術作品としての日記原本―」(『日本文学研究ジャーナル』二、古典ライブラリー、二〇一七・六)の論考があり、そこで種々明らかになされているが、特に江戸時代において『明月記』は様々な形で取引され、珍重された。本稿でも最初に述べたごとく、江戸時

代に於ける「古筆」と「古筆切」の流行、ということにこそ、その理由を求めることが出来るだろう。

写本で確認すると、建仁元年（一一二〇）の後半、一〇月以降一二月までの記事には破損した部分が多く、そのため記事を時系列で追うことすら困難な状態にあったようだ（注4）。その理由は不明だが、何らかの理由で保存状態が良くなく、またおそらくは紙背にあった文書を相剝ぎしたため、本文が破損状態となったものであるうか。しかし、元々は卷子本で「紙立一尺許杉原鳥ノ子等不定俗二大記録ト云」という『明月記』は、どのような状態のものであれ、大歌人・藤原定家自筆の「古筆切」として珍重された。そこに加えて、元々の装訂の違いからくるものであるが、縦の大きさが「昏立五寸許」と半分ほどの「俗二小記録ト云」のような、別種の定家筆のものがあつたことにより、破損してところどころ本文が失われ、それだけでは使い物にならないような状態の『明月記』に手を加え、ほぼ正方形の色紙形のように仕立て直し、墨界まで引いて、いかにもそれらしい姿へと改変した、ということなのであると思われる。そこに内容的な整合性などは求められていない。ましてや、歴史的資料としての定家自筆日記『明月記』への配慮などは皆無である。ゆえに当該断簡などは、現在の歴史研究の水準からすれば、頗る怪しい代物であり、いかにも眉唾ものである。

しかしだからこそ、まさにこれは「古筆」的な意味において価値があり、歴史的な人物である藤原定家が自ら筆を執った、現在も引

く手あまたの高い人気を誇る『明月記』の断簡―古筆了珉の極めに従えば「記録切」―として流通し、今に至る。一見、怪しげな姿になつていたのでこそ、稿者のごとき者でも手に取る饒倅に恵まれ得た、ということでもあるのである。

改めて当該断簡を見てみる。定家の二人の兄、隆信（異父兄）と成家の名前がある。これだけでも文学研究の側からすれば十分に楽しいのであるが、少しだけ気になるのは「下官」の二字がないこと。定家が自らを称する時に用いる「下官」が欠けているのは、何とも惜しいが、これは、果たして偶然であろうか。江戸時代の末から明治にかけて、古筆鑑定家の中には、数行どころか、数字単位にまでなつてしまつた古筆切ばかりを集めて、「小手鑑」なるものを調製することがあつたという（注5）。それらに押すには、定家筆の「下官」の文字などは、最適である。この二字がないのは、単に偶然か、それとも故意にか。それはわからないけれども、いづれにせよ、当該断簡から離れてしまつた「下官」の文字が、どこかでまだひっそりと、息づいていることを願っている。

注

- （一） 底本は「東山御文庫本」（勅封十一―三十三、同十四）（116）で、二本にまたがる錯簡を正した状態の本文。後述するように、建仁元年一〇月から一二月にかけての『明月記』本文は、原本破損の状態であつたらしく、写本に於いても本文に混乱が見ら

れる。

(2) 『明月記二』(冷泉家時雨亭叢書五六、朝日新聞社、一九九三)二〇二頁以下。当該断簡の直前に位置する、一月二三日～二三日までの記事については二〇四～二〇八頁。

(3) 同前、二〇八頁。

(4) 東京大学史料編纂所蔵徳大寺家本『明月記』(『明月記徳大寺家本』二、ゆまに書房、二〇〇四)の解説(尾上陽介氏、五一九・五二〇頁)によれば、第八冊目に、建仁元年一〇月以降の部分的な記事が混在している。なお、原本の残存状況については、同じく尾上陽介氏による『明月記』原本及び原本断簡一覽『明月記研究提要』(八木書店、二〇〇六)に詳しい。

(5) 某氏蔵小手鑑「玉塵」の帙見返しに「小手鑑といふことむかしはなした伴好みてより己も今これをものして玉塵集と名つけ」(後略)という明治二一年の古筆了仲の識語がある。同手鑑には、定家筆とされる古筆切はあるものの「下官」の二文字ではない。他にも同様の小手鑑はいくつか知られており、確認したが未見である。

参考文献

稲村榮一『修訂 訓注明月記データベース』(今井書店・古典ライブラリー、二〇一三)

(いしざわかずし 本学兼任講師)